

Dispute Resolution Group Newsletter

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
紛争解決グループ

重要改正法紹介

不正競争防止法の営業秘密関連規定の改正
(平成 27 年改正法の施行)

要旨

- 平成 27 年 7 月 10 日に成立し、同日公布された不正競争防止法の改正法は、営業秘密関連規定を改正するものであり、(公布日に施行された除斥期間の延長に関する部分を除き)平成 28 年 1 月 1 日に施行される。
- 改正法は、営業秘密を侵害する行為に関し、①技術上の秘密を不正に使用して生産された物の譲渡等(譲り受け時に善意かつ無重過失であった者による譲渡等を除く)を新たに「不正競争」の定義に加え、②技術上の秘密に関し「不正競争」に該当する「取得」をした者につき、当該秘密の「使用」を推定する規定を新たに設け、③民事上の責任の除斥期間を 10 年から 20 年に延長し、④刑事罰を多面的に強化するものである。
- 改正法は、営業秘密の侵害行為の抑止と被害者の保護の強化を目的とするものであり、意図せずして他者の営業秘密を侵害しないようにする観点からも、また、訴訟上及び訴訟外での紛争解決の観点からも、企業の実務に影響を与える。

法改正の経緯

近年、企業の基幹技術の漏えいを巡る大型の紛争事例が生じている(高機能鋼板の製造プロセスに関する技術を巡る、新日鐵住金と韓国のポスコの間の紛争、フラッシュメモリに関する技術を巡る、東芝と韓国の SK ハイニックスの間の紛争など)。また、スマートフォンの普及やサイバー攻撃技術の高度化など、IT 環境の変化により、情報漏えいが深刻化している。一方で、我が国の競争力や雇用の基盤として、企業情報の重要性が高まっている。そこで、営業秘密を侵害する行為に対する抑止力を高め、営業秘密を侵害された被害者の保護を強化すべく、平成 27 年 7 月 10 日に、不正競争防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)が成立し、同日公布された。改正法は、(公布日に施行された除斥期間の延長に関する部分を除き)平成 28 年 1 月 1 日に施行される(改正法附則 1 条)。

改正法による不正競争防止法の改正点は多岐にわたるが、以下の①から④に大別される。それぞれにつき、概要を説明すると共に、実務上の影響や留意点を挙げる。

①「不正競争」への「物」の譲渡等の追加

改正法は、「不正競争」の定義に、新たに、技術上の秘密(営業秘密のうち、技術上の情報であるもの)を不正に使用して生産された物の譲渡等(譲り受け時に善意かつ無重過失であった者による譲渡等を除く)を加えた(改正法による改正後の不正競争防止法(以下、単に「法」という)2 条 1 項 10 号)。なお、ここにいう「譲渡等」とは、譲渡、引渡し、譲渡又は引渡しのための展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じた提供を意味する。

改正法による改正前の不正競争防止法(以下「現行法」という)では、営業秘密に関する「不正競争」は、営業秘密をその保有者から 1 次取得者が取得した際に不正があったか否か((a)又は(b))、更に、2 次以下の取得者(以下、単に「2 次取得者」という)が取得した際に悪意又は重過失であったか否か((i)又は(ii))で区分されて、規定されている。すなわち、(a)1 次取得者が不正取得をした場合については、1 次取得者による取得・使用・開示(現行法 2 条 1 項 4 号)、(i)2 次取得者が取得時に(1

次取得者による不正取得行為につき)悪意又は重過失であるときの2次取得者による**取得・使用・開示**(同項5号)、(ii)2次取得者が取得時に善意かつ無重過失であるときの2次取得者による悪意又は重過失に転じた後の**使用・開示**(同項6号)が「不正競争」とされる。また、(b)1次取得者が正当取得をした場合については、1次取得者による図利加害目的での**使用・開示**(同項7号)、(i)2次取得者が取得時に(1次取得者による不正開示行為につき)悪意又は重過失であるときの2次取得者による**取得・使用・開示**(同項8号)、(ii)2次取得者が取得時に善意かつ無重過失であるときの2次取得者による悪意又は重過失に転じた後の**使用・開示**(同項9号)が「不正競争」とされる。しかし、これらはいずれも、「営業秘密」の取得・使用・開示を「不正競争」とするものである。

これに対し、改正法は、技術上の秘密について上記既存の「不正競争」のうちの「使用」(上記**黄色マーカー**又は**緑色マーカー**部分)が認められることを前提として、その「使用」(以下「不正使用行為」という)により生産された「物」の譲渡等を新たに「不正競争」とした。行為の対象が「営業秘密」ではなく「物」であることから、従来の営業秘密関連の「不正競争」とは一線を画す新たな「不正競争」である。このように「物」を対象とする「不正競争」を新たに設定することで、不正使用行為により生産された物の販売を抑止することが期待されている。

もっとも、他者から「物」を譲り受けた者は、通常は、その「物」が不正使用行為により生産されたか否かを知ることはできない。そこで、「物」の譲り受け時にその「物」が不正使用行為により生産されたことにつき善意かつ無重過失の譲受者がその「物」を譲渡等することは、この新たな「不正競争」から除外されている(法2条1項10号)。そして、「物」を譲渡等する譲受者の悪意又は重過失については、差止請求等を行う請求者(営業秘密の保有者)が主張立証責任を負うとされている。

実務上は、不正使用行為により生産されたことを知りながら、あるいは容易に知ることができたのに、「物」を譲り受けた場合、(仮に法2条1項4号ないし9号が定める営業秘密を行為対象とする既存の「不正競争」に該当しないときでも)その「物」を譲渡等することができなくなると心得る必要がある。他社製品の転売や販売委託を請け負っている企業において、そ

の供給元から、当該製品が不正使用行為により生産された「物」であることを伝えられた場合は取引を中止すべきことは当然として、供給元や営業秘密の保有者から、それを窺わせる情報を受けた場合にも、情報の真偽を確認の上、合理的な疑義が残る場合には取引を中止することが適切であろう。

②「使用」の推定規定の新設

改正法は、技術上の秘密に関し「不正競争」に該当する「取得」をした者につき、当該秘密の「使用」を推定する規定を新たに設けた(法5条の2)。この推定規定の要件、効果及び被告の防御活動のポイントは、以下のとおりである(なお、下記において(※)で示した部分については、政令により拡大される余地があるが、現時点ではそのような政令はない)。

【要件】

原告が、以下を立証する。

- (a)被告が、生産方法(※)に係る技術上の秘密につき、不正又は悪意若しくは重過失による「取得」(上記**水色マーカー**部分)をしたこと
- (b)被告が、当該技術上の秘密を使用する行為(※)により生ずる物の生産をしたこと

【効果】

- ・被告による当該技術上の秘密の「使用」(上記**黄色マーカー**部分)が法律上推定され、不使用について被告が立証責任を負うことになる。

【被告の防御活動のポイント】

- ・(a)及び(b)の反証、並びに推定が働いた場合の不使用の事実についての本証が焦点となる。
- ・不使用の事実の本証の際には、原告との秘密保持契約や法10条に基づく秘密保持命令の申立てを活用する必要があると見込まれる。

このような推定規定が設けられたのは、以下の事情による。すなわち、営業秘密の保有者は、その侵害者に対して、差止請求権及び損害賠償請求権を行使し得るが、そのためには、侵害者とその営業秘密を「使用」して物の生産をしていることを立証することが重要である(差止請求権についての法3条、損害賠償請求権についての法5条参照)。しかし、侵害者がどのような生産方法を用いているかは外部からは容易に把握することはできないため、上記の立証には困難が伴い、侵害者への責任追及の障害となっていた。そこで、訴訟上、原告が上記(a)及び(b)の立証に成功した場合には、被告による「使用」を推定し、被告が自らの不使用を立証

(本証) できなければ、「使用」が認定されることとしたものである。

実務上は、上記推定規定により、生産方法に係る技術上の秘密を侵害された類型での訴訟において、営業秘密の保有者の救済が図られ易くなる。また、訴訟に至らなくとも、営業秘密の侵害者にとっては防御活動が困難になることが予想されるため、示談で紛争が解決され易くなる効果も期待できる。但し、この推定規定(法5条の2)は、改正法の施行日(平成28年1月1日)前に上記「取得」(上記水色マーカ一部分)があった場合には、その行為者には適用されない(改正法附則2条)。従って、この推定規定により営業秘密の保有者が救済を得られ易くなるのは、平成28年1月1日以降に上記「取得」(上記水色マーカ一部分)があった場合に限られる。

③除斥期間の延長

現行法は、「不正競争」のうち営業秘密の「使用」(上記黄色マーカ又は緑色マーカ一部分)が継続する場合、その「使用」に対する差止請求権については、営業秘密の保有者が侵害又は侵害のおそれ及び侵害者を知った時から3年で時効消滅するとし、「使用」の開始時から10年の経過でも同様とする(現行法15条)。前者の3年は消滅時効期間を示し、後者の10年は除斥期間を示すと考えられている(除斥期間は、時効中断が認められず、また、援用を必要としない点で、消滅時効期間とは異なる)。

これに対し、改正法は、除斥期間の10年を20年に延長した(法15条)。なお、この部分のみ、改正法の公布日である平成27年7月10日に施行済みである。

上記の差止請求権が消滅した後は、その営業秘密の「使用」によって生じた損害の賠償請求が認められないため(法4条)、除斥期間の延長は、営業秘密の保有者が賠償を受けることのできる損害の範囲を拡大する効果も有しており、実務上大きな影響を持ち得る。但し、除斥期間の延長の施行日(平成27年7月10日)において現行法15条の定める10年の除斥期間が既に経過していた場合は、改正法による期間の延長は認められない(改正法附則3条)。

なお、近い将来成立すると見込まれている民法(債権法)の改正法は、除斥期間という法概念を捨て、これを長期の客観的消滅時効に再構成することを予定している。このような民法の改正がなされた場合、民法の定めに倣って定められている法15条の20年の期間も、除斥期間

ではなく、客観的消滅時効期間であると解釈されるようになる可能性がある。

④刑事罰の強化

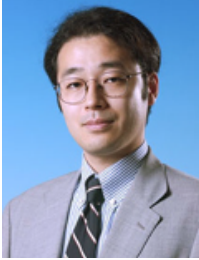
営業秘密侵害に対する刑事罰の強化は多面的である。その概要は、以下のとおりである。

- (1)国内犯の罰金額の上限を、個人に対しては2千万円に、法人に対しては5億円に、それぞれ引き上げた(法21条1項、法22条1項2号)。
- (2)図利加害目的をもって、不正開示行為について悪意で営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者を罰則の対象に加えた(法21条1項8号)。
- (3)図利加害目的をもって、営業秘密を違法に使用して生産された物を譲渡等(譲り受け時に善意であった者による譲渡等を除く)をした者を罰則の対象に加えた(法21条1項9号)。
- (4)国内の事業者が保有する営業秘密を国外において不正に使用等する行為に対する罰金額の上限を、個人に対しては3千万円に、法人に対しては10億円に、それぞれ引き上げた(法21条3項、法22条1項1号)。
- (5)未遂行為を罰則の対象に加えた(法21条4項)。
- (6)(秘密保持命令違反の罪を除き)非親告罪とした(法21条5項)。
- (7)国内の事業者が保有する営業秘密を国外において不正に取得する行為等を罰則の対象に加えた(法21条6項)。
- (8)営業秘密侵害により生じた財産等を没収できるようにした(法21条10項から12項まで、7章から9章まで)。

実務上は、上記(2)により、流出した営業秘密が取引の対象となって転々流通する事態に対する抑止になることが期待される(現行法では、3次以下の取得者は刑事の罰則の対象ではなかった)。また、現行法下では、取引相手方により営業秘密が侵害された場合に、被害を受けた企業が取引関係に鑑みて告訴を躊躇することがあったが、上記(6)により、そのような躊躇が罰則の適用の妨げに成りにくくなると期待される。更に、上記(7)により、国内企業が海外のサーバーで保管している情報に対する保護が強化されると期待される。

* * *

報告者



日下部 真治
Shinji Kusakabe
shinji.kusakabe@amt-law.com
Tel: 03-6888-1062
Fax: 03-6888-3062
<http://www.amt-law.com/professional/profile/SJK>

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051 東京都港区
元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
Akasaka K-Tower, 2-7
Motoakasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-0051 Japan
<http://www.amt-law.com/>

(ニュースレターの配信又は配信停止をご希望の場合は、下記アドレスにご連絡ください。)
DRG-newsletter@amt-law.com

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
This newsletter is published as a general service to clients and friends and does not constitute legal advice.

過去に発行されたニュースレターは、当事務所のウェブサイトに掲載されております。
<http://www.amt-law.com/bulletins3.html>

Previous issues of our newsletters are available on the website of Anderson Mori & Tomotsune.
<http://www.amt-law.com/en/bulletins4.html>

※当事務所のニュースレターのフォーマットは、平成 28 年 1 月に刷新される予定です。